

新型コロナウイルス感染症に関する緊急総合相談窓口 を設置しています

新型コロナウイルス感染症に関してお困りの市民の方からの相談をお受けしています。

設置場所・問合せ

【日立市役所】

- 生活支援に関すること…1階 IP 050-5528-5028
- 事業者支援に関すること…1階 IP 050-5528-5027
- 税・保険料などに関すること…2階 201号会議室
IP 050-5528-5026

【多賀市民プラザ】

- 生活支援、税・保険料などに関すること…1階
IP 050-5528-5199
- 事業者支援に関すること…1階雇用センター多賀
IP 050-5528-5197

開設時間

平日：午前8時30分～午後5時15分
土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時

休業や失業などで、生活資金が必要となった方への 貸付制度の相談受付を行っています

申請に必要な書類など、詳細は事前に日立市社会福祉協議会にお問い合わせください。

	緊急小口資金	総合支援資金
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	10万円以内 *次いずれかの場合は20万円以内 ■世帯員に要介護者がいる ■世帯員が4人以上いる ■個人事業主であるなどの特例の場合	【単身】月15万円以内 【2人以上】月20万円以内 【貸付期間】原則3か月以内 *自立相談支援機関を経由し、継続的な支援を受けることが要件となります。
据置期間	1年以内	
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子・保証人	無利子・保証人不要	
相談・受付場所	日立市社会福祉協議会 ・福祉プラザ(会瀬町4-9-13) 新型コロナウイルス緊急総合相談窓口 ・日立市役所1階101号会議室 ・多賀市民プラザ1階展示ギャラリー	*平日：午前8時30分～午後5時15分 *どちらも、 平日：午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時
問合せ	日立市社会福祉協議会 TEL 37-1122 新型コロナウイルス緊急総合相談窓口 IP 050-5528-5028・050-5528-5199	

- * 今回の新型コロナウイルス感染症に起因しない理由の場合や、生活保護受給世帯や従前から就業していないなど収入の減少がない場合は貸付の対象となりません。
- * 申し込み後に貸付審査などがあります。

ゴールデンウィーク

GW中の主なレジャー施設は、休館・休園中です。

レジャー施設 = かみね公園、レジャーランド、奥日立きららの里、日立シビックセンターなど

【日立市ホームページ】新型コロナウイルス感染症対応について（お知らせ）



通学路などに面する 危険なブロック塀などの改善を助成します

6月1日
スタート

対象となるブロック塀 小・中学校通学路や緊急輸送道路に面する次の全ての要件を満たす危険ブロック塀など

- 補強コンクリートブロック造または石積などのもの
- 道路面からの高さが60cmを超えるもの
- 耐震診断などにて不適合なもの

対象事業

- 危険ブロック塀などの除却工事
 - ①全部除却（基礎含む）
 - ②一部除却（60cm以下に減ずる工事）
- 除却工事後に行う軽量フェンス・生垣などの設置工事

対象事業の施工者 市内に本店、支店、営業所などを有する法人または個人事業者

対象者

- 危険ブロック塀などの所有者または管理者
 - *以下の方は対象外です。
 - ・市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料または介護保険料を滞納している
 - ・土地または建物の販売を目的としている
 - ・すでに同様の補助金の交付を受けている
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員

補助金額

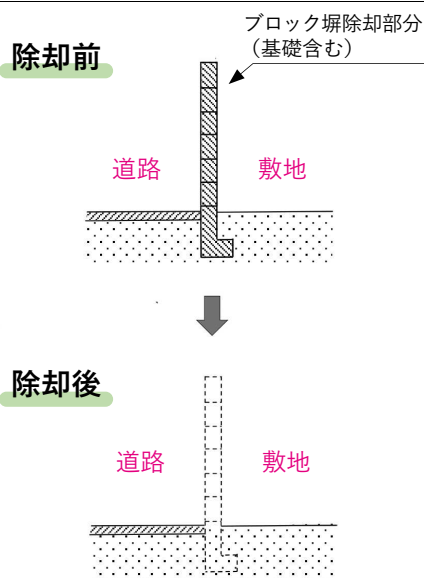
限度額 **20万円**（以下の工事の合計額）

- 危険ブロック塀などの除却工事
 - 次のうちどちらか少ない額
 - ①塀の除却工事見積額×3分の2
 - ②除却する塀の長さ×10,000円/m（全部除却）
×7,000円/m（一部除却）
- 軽量フェンスなどの設置工事
 - 次のうちどちらか少ない額
 - ①軽量フェンスなどの設置工事見積額×3分の2
 - ②軽量フェンスなどの長さ×10,000円/m
- 生垣などの設置工事
 - 次のうちどちらか少ない額
 - ①生垣などの設置工事見積額×3分の2
 - ②生垣などの長さ×8,000円/m

申し込み 6月1日(月)から11月27日(金)までに補助申請書（建築指導課にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます）に必要書類を添付し、建築指導課 内線767へ
*すでに工事契約したものや、工事が完了したものは補助の対象になりません。
*詳細は、お問い合わせください。

除却イメージ

全部除却



一部除却

（残存するブロック塀の高さは60cm以下）

